



2016 年合格目標 司法書士講座

収録講師が語るここだけの話！ 今年の本試験はこうなる

TAC／Wセミナー 専任講師

姫野 寛之 講師

片口 翔太 講師

TAC

1 セミナーの内容

- ① 出題予想
- ② 直前対策講座

2 出題予想

(1) 出題予想の方法論 [姫野]

予備校の出題予想は、「出題間隔」を分析することにより行っている。

もちろん、一言で出題間隔といっても、科目の種類、出題数及び論点の種類によって異なるため、例えば「3年出題されていないから今年度に出題される。」といった単純なものではないが、基本的には、出題間隔を分析することにより出題予想事項を導いている。

ここでは、具体的な出題予想の方法を紹介する。

平成 28 年度司法書士試験で出題される可能性が高い論点を予想する場合には、そもそも、司法書士試験において、同一の論点が再度出題される間隔を把握しておく必要がある。そのために、次のような表を作成する。

【H27 で出題された論点】

[illegible]

収録講師が語るここだけの話！
今年の本試験はこうなる

前頁の表は、平成 27 年度司法書士試験において出題された論点を、出題間隔ごとに分類するものである。

例えば、平成 27 年度司法書士試験午前の部第 4 問では、「未成年者」の論点が出題されたが、これが平成 27 年度司法書士試験よりも前に出題されたのは、平成 23 年度司法書士試験午前の部第 4 問であり、その出題間隔は 3 (司法書士試験 3 回分) であるため、これを前頁の表に記入すると、次のようになる。

H23	3	未成年者
-----	---	------

この要領で、平成 27 年度司法書士試験において出題された論点を、すべて上記の表に記入していく（平成 27 年度司法書士試験において初めて出題された論点は、出題間隔が存在しないため、上記の表の 2 段目に記入する。）。そして、平成 27 年度司法書士試験分の記入が終われば、上記の表の平成 26 年度司法書士試験用を作成し、そこに出题された論点を記入する。これらの作業を、平成 25 年司法書士試験分、平成 24 年度司法書士試験分と、順次さかのぼって行う。

この分析作業を行うことにより、各科目における各論点について、司法書士試験を何回経れば、同一の論点が出題されるのかが明らかとなる。すなわち、試験委員も、「出題者」であるところ、試験委員には、同一の論点を連続して出題することを避けたいと考える反面、重要な論点は繰り返し出題しなければならないというジレンマがあるといえるため、そのジレンマを「出題間隔」と捉えて、それを明らかにすることが、この作業を行う目的である。

なお、当然のことながら、後記の直前対策講座の講義は、この作業を筆記試験の問題の持ち帰りが認められることとなった平成 11 年度司法書士試験までさかのぼって行い、各科目の出題間隔を丁寧に把握した上で行われるため、受講生の方自らがこの作業を行う必要はない。

【論点の出題間隔】

平成 27 年度司法書士試験で出題された論点のうち、平成 23 年度司法書士試験でも出題されたものは、次のとおりである。

民法

①未成年者，②動産の物権変動，③占有，④地役権，⑤留置権，⑥譲渡担保，⑦相続人，⑧遺産分割

不動産登記法

①登記識別情報の通知，②事前通知及び前の住所地への通知，③信託の登記，④敷地権付き区分建物の登記

会社法

①株式会社の設立，②株主総会，③持分会社

商業登記法

①株式会社の設立の登記，②募集株式の発行による変更の登記，③持分会社，④特例有限会社

民事訴訟法及び民事保全法

①管轄，②補助参加，③証拠，④保全異議及び保全取消し

司法書士法及び供託法

①司法書士及び司法書士法人の業務，②供託物払渡請求権の消滅時効

刑法

故意

(2) 出題予想の二面性〔姫野〕

上記の出題間隔に基づく出題予想を行うと，ある明確な出題傾向を把握することができる。

それは，前年度（論点によっては，前々年度）に出題された論点等は，出題される可能性が低いという出題傾向である。例えば，平成 27 年度司法書士試験で出題された論点は，平成 28 年度司法書士試験で出題される可能性は低い。

このように，出題予想には，出題可能性が「高い」という予想に加え，出題可能性が「低い」という予想もあるため，この出題予想の二面性を利用し，両方を有効に活用すべきである。

収録講師が語るここだけの話！
今年の本試験はこうなる

(3) 出題可能性が高い論点 [姫野・片口]

① 午前の部

- a 憲法
- b 民法
- c 刑法
- d 商法・会社法

② 午後の部

- a 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法
- b 司法書士法
- c 供託法
- d 不動産登記法
- e 商業登記法

3 直前対策講座

(1) 法改正対策講座（2月開講）[片口]

本講座では受験生が不安に感じがちな平成 27 年の改正法及びその周辺知識に関する論点を取り扱い、万全な状態で本試験を迎えていただくことを目的とします。また平成 26 年会社法改正後、監査等委員会設置会社制度を導入する会社が増加しており、今後の試験への出題が予想されますので、平成 26 年以降の改正点も幅広く取り扱います。

(2) 会社法で満点を目指す講座（4月開講）[片口]

画期的な講師オリジナルテキストを用いて講義を行います。体裁は一問一答集形式ですが、いわゆる既存のものと大きく異なります。既存の一問一答集は、まず本試験で問われる質問があり、右にその解答が記述されます。一方、今回利用するテキストは、質問部分に本試験で問われる解答が記述され、右の解答部分にはその理由づけが記述されます。これにより、質問部分をもって本試験に問われる解答部分を全て把握することができ、その理由付けを見ることでその知識を定着させることができます。簡単にいえば、理由を問う一問一問、理由付けの一問一答集です。このテキストを利用し、基礎及び考え方をきちんと身に付け、最小限度の労力で会社法を得意科目にさせていただきます。また、知識の定着には覚えたことの確認が必要となるので、復習用問題を配付し、次回までに解いてきていただくことになります。これにより、身についた、レベルアップしたことを実感していただくことができるようになります。

(3) 択一予想論点マスター講座（4月開講）[姫野]

本講座は、出題可能性の高い重要論点の習得を目的とする講座です。基礎講座のように、一般的・網羅的な解説を行うのではなく、近年の過去問を徹底的に分析することにより導かれる出題可能性の高い論点に絞って、解説を行います。そして、論点解説の後には、その論点を題材とする多肢択一式問題を演習していただきます。これにより、論点の習得がより確実なものとなり、また、本試験の実戦的なトレーニングをすることができます。最後に、問題演習の後には、論点解説のほか、本試験の現場で使える解法テクニックの解説も行います。これにより、本試験の現場で求められる解答スピードも身に付けることができます。

(4) 予想論点ファイナルチェック（6月開講）[姫野]

本講座は、もうまもなく本試験が実施される超直前期に、出題可能性が高い論点を 6 時間でマスターする講座です。本講座で取り上げる論点は、出題傾向の徹底的な分析に基づいて導かれる既出・未出の出題可能性が高いものばかりです。また、本講座では、択一式問題で出題されうる論点のみならず、記述式問題で出題され得る論点や即効性のある解法も提示します。

以上

収録講師が語るここだけの話！
今年の本試験はこうなる

<MEMO>